

# 台湾における智慧財産局の審査体制 および審査状況

聯誠國際專利商標聯合事務所 (Li & Cai  
Intellectual Property Office) および  
聯誠國際法律事務所 (Li & Cai  
International Law Office)

陳昭明  
(副所長・弁理士)



聯誠國際專利商標聯合事務所および聯誠國際法律事務所は1985年に設立され、主に知的財産権と法律の二大部門から成り、約120名の所員を擁している。陳昭明氏は、機械と法律を専門とし、1995年より日本の企業・個人による発明の台湾での権利化を支援することに注力し、権利行使対策・戦略についての助言を行っている。また、日本の大阪工業大学・知的財産専門職大学院の客員教員および台湾の知的財産培訓学院の専門家顧問をも務めつつ、台湾・日本間の産官学連携にも積極的に関与している。

## 1. 台湾經濟部智慧財産局の内部機構

台湾の特許を扱う官庁である「台湾經濟部智慧財産局（以下、智慧財産局）」は、1999年1月26日にその前身の「經濟部中央標準局」が再編成されて設立された。「智慧財産局」は、經濟部（日本の経済産業省に相当）の下級機関として特許・実用新案・意匠権（台湾では一括して「専利権」と称する）、商標権、著作権、集積回路配置登録、営業秘密などの知的財産権に係る法律に関する業務を所管している。

「智慧財産局」の局長は、経済部長（日本の経済産業大臣に相当）により經濟部に属する官僚の中から任命される。特に智慧財産局出身者である必要はないが、前任と現任の局長はともに智慧財産局出身の豊富な経験を持つ官僚である。局長の任期は、特に定められておらず、3年間から9年間まで様々である。

## 2. 特許・実用新案・意匠・商標の審査に関わる内部機構の役割

智慧財産局は7つの組（専利一組、専利二組、専利三組、商標権組、著作権組、資料サービス組、国際事務および総合企画組）と、6つの室（秘書室、法務室、情報室、人事室、主計室、倫理管理室）と、經濟部光ディスク共同取締チームとから組織される。また、新竹、台中、台南、高雄にそれぞれ智慧財産局の出張所がある。

日本の特許審査との相違は、台湾では特許の実体審査が初審査と再審査という2段階に分けられ、それぞれ1名の異なる審査官が担当することである。審判部は設置されていない。

各組の職掌を説明する。専利一組は特許・実用新案・意匠出願の手續審査、実用新案出願の形式審査、意匠出願の実体審査、機械・日用品・土木・医用工学分野の特許出願の初審査を扱っている。専利二組はその他の全ての技術分野に係る特許出願の初審査を担当している。専利三組は、特許出願の再審査、無効審判（2名の審査官による共同審査）、訂正審判、実用新案登録の技術報告書（技術評価書に相当）の作成、集積回路配置登録申請の審査等を統括する。

### 3. 智慧財産局における特許出願の審査状況

2016年の統計によれば、智慧財産局の全職員980名のうち、特許審査官は合計548名である。また、特許審査官のうち、34名は外部審査官（非常勤で審査を務める大学の教員や研究機関の研究員等）、159名は任期付き審査官（任期は5年間）である。

審査請求された出願は、国際特許分類（IPC）に基づいて担当の審査官に振り分けられる。ほとんどの審査官は自ら先行技術を調査し、独自に審査意見や査定書を作成するが、先行技術の調査を「財団法人・特許検索センター」に依頼することもある。また、三極特許庁における対応出願の審査結果を参考にすることがある。

2016年に、智慧財産局に提出された合計43,836件の特許出願の国別による内訳は以下のとおりである。

国別	台湾	日本	米国	韓国	中国	ドイツ	その他
出願数	16,866	12,006	7,081	1,719	1,484	1,300	3,380

2016年に審査請求された特許出願件数は38,382件、初審査で審査が終了した件数は61,287件、特許査定された件数は44,891件（特許査定率：73.3%）であり、審査待ちの件数は50,293件である。初審査で、初回審査意見通知（拒絶理由通知）が発行されるまでの平均期間は12ヶ月、審査終了までの平均期間は19.8ヶ月である。

初審査で拒絶査定された14,782件のうち、再審査請求された件数は6,239件であり、再審査請求率は42.2%である。

2009年以降の再審査における特許査定率は70～80%である。

出願人は審査中の出願について、審査官との面接を要求することができる。また、誰でも審査中の出願に対して情報提供を行うことができる。なお、加速審査（AEP: Accelerated Examination Program）や台日特許審査ハイウェイ（PPH）を利用して、早期登録することも可能である。2016年には、455件で台日特許審査ハイウェイが利用され、審査終了の平均期間は4.3ヶ月、特許査定率は95.6%であった。

再審査拒絶査定に不服である場合、智慧財産局から離れ、經濟部訴願審議委員会に訴願することができる。ただし、訴願された案件は智慧財産局の管轄下ではないため、請求項などを補正することができない。従って、補正は必ず再審査の段階で智慧財産局に提出しなければならない。なお、2016年の訴願成立率は5.03%であった。

訴願決定に不服である場合、智慧財産裁判所（知的財産裁判所）に行政訴訟を提起することができる。2008年7月から2016年5月までの統計によると、特許・実用新案・意匠出願に係る行政訴訟の勝訴率は25.88%であった。智慧財産裁判所の判決に対しては、最高裁判所に上訴することが可能である。最高裁判所による2016年の行政訴訟の勝訴率は11.14%であった。

（編集協力：日本技術貿易株式会社）